

令和8年第1回
美唄市議会定例会会議録
令和8年3月2日(月曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政並びに教育行政執行方針演説
- 第6 報告第1号 例月現金出納検査結果報告
- 第7 議案第23号 美唄市職員倫理条例制定の件
- 第8 議案第24号 美唄市基金条例の一部改正の件
- 第9 議案第25号 美唄市過疎地域持続的発展市町村計画策定の件
- 第10 議案第26号 美唄市男女共同参画条例の全部改正の件
- 第11 議案第27号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件
- 第12 議案第28号 美唄市火災予防条例の一部改正の件
- 第13 議案第29号 南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件
- 第14 議案第30号 美唄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- 第15 議案第31号 美唄市保育所条例等の一部改正の件

- 第16 議案第32号 美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件
 - 第17 議案第9号 令和7年度美唄市一般会計補正予算(第11号)
 - 第18 議案第10号 令和7年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号)
 - 第19 議案第11号 令和7年度美唄市水道事業会計補正予算(第1号)
 - 第20 議案第12号 令和7年度美唄市下水道事業会計補正予算(第3号)
 - 第21 議案第13号 令和8年度美唄市一般会計予算
 - 第22 議案第14号 令和8年度美唄市民バス会計予算
 - 第23 議案第15号 令和8年度美唄市国民健康保険会計予算
 - 第24 議案第16号 令和8年度美唄市介護保険会計予算
 - 第25 議案第17号 令和8年度美唄市介護サービス事業会計予算
 - 第26 議案第18号 令和8年度美唄市後期高齢者医療会計予算
 - 第27 議案第19号 令和8年度美唄市病院事業会計予算
 - 第28 議案第20号 令和8年度美唄市水道事業会計予算
 - 第29 議案第21号 令和8年度美唄市工業用水道事業会計予算
 - 第30 議案第22号 令和8年度美唄市下水道事業会計予算
-

◎出席議員(14人)

議 長 谷 村 知 重 君
副議長 楠 徹 也 君

1番	永 森 峰 生 君
2番	伊 原 潤 司 君
3番	江 川 いつみ 君
4番	海 鉾 則 秀 君
5番	古 賀 崇 之 君
6番	吉 岡 建二郎 君
7番	本 郷 幸 治 君
8番	齋 藤 久美夫 君
9番	山 上 他美夫 君
10番	森 明 人 君
11番	川 上 美 樹 君
13番	松 山 教 宗 君

◎出席説明員

市 長	桜 井 恒 君
副 市 長	土 屋 貴 久 君
総 務 部 長	村 上 孝 徳 君
市 民 部 長	児 玉 ゆかり 君
保 健 福 祉 部 長	谷 村 泰 尚 君
経 済 部 長	佐 藤 剛 司 君
都 市 整 備 部 長	荘 司 修 君
市立美唄病院事務局長	藤 井 俊 禎 君
消 防 長	後 藤 博 昭 君
総務部総務課長	平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐	上 村 名津美 君

教 育 長	石 塚 信 彦 君
教 育 部 長	杉 本 竜 一 君

選挙管理委員会委員長	中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長	堀 澤 宏 史 君

農業委員会会長	畑 雄 二 君
農業委員会事務局長	五十嵐 健太郎 君

監 査 委 員	福 地 英 敏 君
監査事務局長	高 橋 修 也 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	門 田 昌 之 君
次 長	新 宗 晃 君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 ただいまより、本日をもって招集されました令和8年第1回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

4番、海鉾則秀議員、

5番、古賀崇之議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日より、3月19日までの18日間とし、うち3月3日ないし5日、3月7日及び8日、3月10日ないし18日を休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第5、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) 令和8年第1回市議会定例会の開会に当たりまして、市政執行に対する私の所信を申し上げます。

現在、日本全体で人口減少や少子高齢化が加速度的に進行しており、本市においてもその影響は極めて深刻な局面にあります。

昨年、本市の人口はついに1万8,000人を割り込み、依然として減少に歯止めがかからない状況が続いています。

加えて、中心市街地の核であった「コアビバイ」のテナント撤退は、市民生活に大きな不安を与え、市街地の空洞化を加速させる懸念を現実のものとしています。

このような厳しい現実を直視するとき、公共交通の維持や医療・福祉サービスの確保、そして中心市街地の再生といった持続可能なまちづくりに向けた不断の努力が、これまで

以上に強く求められています。

今こそ、「地域の活力こそが未来を切り開く原動力である」という強い覚悟を胸に、私自身が先頭に立って難局を乗り越え、中心市街地の再生をはじめとする地域の魅力再構築を通じて、「皆がときめく未来を語るまち 美唄」を次世代へと着実に引き継いでいくという、強い使命感と不退転の決意を持って、市政のかじ取りに全力を尽くしてまいり所存です。

令和8年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

本年度は、「第7期美唄市総合計画」の折り返し地点となる「後期基本計画」がスタートする、本市の未来にとって極めて重要な年となります。

本年度においても、次の三つの基本政策を柱として市政運営にまい進してまいります。

一つ目は、「市民の暮らしを守り抜くこと」二つ目は、「事業の優先順位を大胆に見直すこと」三つ目は、「美唄の未来へ果敢に投資すること」です。

また本年度は、「未来に持続可能なまちづくりの在り方を示す年」として位置付け、DXを核とする行財政改革の取組を一層推進するとともに、官民連携、公民連携による施策展開を図りながら、五つの挑戦に沿った各施策の着実な達成に向け、全庁一丸となって取り組んでまいり所存です。

次に、令和8年度の主要施策について、第7期総合計画の体系に沿ってご説明申し上げます。

1点目は、「ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」です。

まず、地域コミュニティについてであります。

地域コミュニティの維持・再生については、町内会等による自主的な活動を支援し、共助の精神に基づく、地域活力の向上を図ります。

あわせて、地域住民と集落支援員が一体となり、地域福祉会館等の利活用に関する取組に着手することで、市民に親しまれ、多世代が支え合う「地域生活の拠点」としての再生を推進してまいります。

生活困窮者対策については、物価高騰による困窮や孤立のリスクに対し、民生委員や社会福祉協議会等と連携したアウトリーチを強化します。家計改善や就労支援を含む「重層的な支援体制」を推進し、伴走型支援を確立することで、生活困窮者への早期支援に取り組んでまいります。

次に障がい者福祉についてであります。

障がいのある人の権利擁護と自己決定を尊重し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見支援センターを中心に、関係機関と連携を強化し、あわせて人材育成や制度周知を図り、複雑・多様化するニーズに包括的・重層的に対応できる支援体制を整備いたします。

次に、高齢者福祉についてであります。

「美唄市地域包括ケア推進条例」に基づき、在宅医療や介護を切れ目なく提供する体制を維持します。また、貯筋体操の自主グループ活動への支援のほか、令和9年度から令和11年度を計画期間とする「第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と「認知症施策推進計画」を一体的に策定し、地域包括ケアの推進に努めてまいります。

認知症施策については、認知症の人やその家族、地域住民が対話を通じて相互理解を深める場である「認知症カフェ」を運営し、生きがいを持って地域で暮らせる環境づくりと、正しい知識の普及に取り組みます。また、若い世代を含む幅広い世代を対象に、認知症サポーター養成講座を開催し、地域全体での理解を深め、共生社会の実現を目指します。

高齢者の社会的孤立の防止については、「知る・つながる・やってみる」をキーワードに、多世代が協力し合う体制づくりを進め、日常の気づきや声掛けを通じて、誰もが安心して暮らせる地域の支え合い体制の構築を図ります。

恵祥園・恵風園については、美唄市恵風園・恵祥園建替え等基本構想や福祉、介護、医療に関連する事業所等からの意見を踏まえながら、将来を見据えた介護サービス及び施設の在り方について検討してまいります。

次に保健についてであります。

子どもの健康づくりについては、新たに5歳児健康診査を実施し、良好な生活習慣の獲得や親子関係の構築により、子どもの健やかな成長・発達を促し、子育てを支える環境の醸成に努めます。

働く世代の健康づくりについては、美唄商工会議所や事業所と連携した健康教育を実施するなど、地域社会全体が健康になれる環境づくりの充実に努めます。

受動喫煙防止対策の充実にについては、5歳児健康診査の尿検査で尿中コチニンを測定することで、受動喫煙の影響を把握し、受動喫煙防止や禁煙に関する個別相談を行うなど、対策の推進を図ってまいります。

感染症対策については、予防接種法の改正により、令和8年4月から乳児のRSウイルス感染症を予防するワクチンが定期接種となることから、接種対象となる妊婦が安心して接種できるよう、接種体制を確保してまいります。

次に地域医療についてであります。

地域医療提供体制については、地域包括ケアシステムの深化に向け、市民が最後まで住み慣れた地域で、自分らしく暮らせる社会を実現します。

救急医療におきましては、医師会や近隣中核病院、消防署との緊密な連携を図り、迅速かつ適切な救急搬送・受入体制の確保・充実に努めてまいります。あわせて、在宅医療、リハビリテーション、介護との連携体制の構築を推進してまいります。

北海道せき損センターの存続に向けた対応については、地域の医療体制を踏まえた慎重な議論の下進められるべきものであり、本市のみならず、南空知圏域における医療提供体制の確保・充実に向けて、北海道せき損センターの維持・存続を基本に、市議会及び北海道せき損センターの存続を求める委員会と連携協力し、北海道、関係医師会とも情報共有しながら取り組んでまいります。

市立美唄病院については、国の新たな地域医療構想を見据え、市立美唄病院の一般病床を「地域包括医療病棟」へ転換するための検証を本格化します。あわせて、午後の専門外来の開設や、健診体制の強化を図り、収益性の向上と地域ニーズへの適合を両立させた強固な経営基盤を構築します。

また、喫緊の課題である薬剤師等の医療ス

タッフを確保するとともに、総合診療指導医の下、専攻医や医学生の実習受入れを積極的に行います。加えて医師住宅の整備計画を具体的に推進し、優秀な医療人材が本市に定着するためのハード・ソフト両面の環境を整えます。

さらに、本年4月より新たに「訪問看護ステーション」を開設し、機能強化型在宅療養支援病院としての体制を確立するとともに、若手職員を中心とした積極的な広報活動を通じて、市民参加型の信頼される病院づくりを進めます。

2点目は、「地域資源を生かした「賑わい」と「活力」あふれるまちづくり」です。

まず、商工業振興についてであります。

中心市街地の再編・再生に向けては、一昨年より取り組んできた「中心市街地活性化基本計画」の早期採択を目指すとともに、地域力創造アドバイザーや地域おこし協力隊の知見を継続して活用し、官民一体となったにぎわいづくりを推進します。

特に、市民の買物や交流の場が消失する懸念が高まっている西側商店街については、関係団体と協調し、中心市街地全体の新たなグランドデザインを見据えた抜本的な対策に果敢に取り組んでまいります。

企業立地については、データセンターの廃熱を利用した陸上養殖や、全道的な投資が加速する半導体関連産業など、当市工業団地への優位性に着目した進出の機運が高まっておりますことから、企業の進出に大きな影響を及ぼす電力供給網の整備などについて、関係企業と調整や連携を行いながら、積極的に企業ニーズの把握に努め、企業誘致を推進し、

進出企業の操業につながるよう、支援に努めてまいります。

さらに情報化人材の育成に向けては、「未来クライム」などの取組を継続しながら、人材養成を拡充させ、市内企業のDX化による企業の生産性向上を支援するなど、育成した人材が地域で活躍し続けられるような体制づくりについて取り組んでまいります。

次に、雇用対策についてであります。

若者の地元定着については、市内高校や企業と連携した職場体験や、企業説明会を引き続き開催し、高校生と地元企業の相互理解を深める機会を作るとともに、ふるさとハローワーク「ジョブガイドびばい」と連携した就労促進を進めてまいります。

また、企業の人材育成については、美唄地域人材開発センター等の関係機関と連携し、技能や知識習得に対する助成を継続するとともに、地域に不足する人材を確保するため、外国人労働者を雇用する企業への支援に取り組んでまいります。

次に、観光・交流についてであります。

観光・交流人口の拡大に向けては、新たに開催する「三世代型音楽フェスニックSORAON」をはじめ、日本遺産など地域固有の歴史文化の発信や、美唄国設スキー場の再整備など、本市の多様な地域資源を磨き上げ、戦略的な観光プロモーションを展開します。

また、近年増加するインバウンド客に対しては、フリーWi-Fiへの接続動線を活用したマナー啓発や観光情報の提供など、デジタル技術を用いた受入れ環境の整備を進めます。

こうしたハード・ソフト両面の取組を通じ、

観光関連企業や関係団体と緊密に連携しながら、国内外からの観光客誘致に努めてまいります。

次に、農業振興についてであります。

新規就農者の育成確保については、農業後継者はもとより、若者や女性など多様な人材が地域に定着できるよう、スマート農業を活用した労働負担の軽減と効率化を図ります。これにより生み出された時間を、家族との時間や多品目栽培に充てる「デザイン性のある農業」として推進し、誰もが働きやすく魅力的な就農環境を整えてまいります。

また、スマート農業のさらなる推進に向けては、「美唄市ICT農業推進協議会」や北海道大学等との産学官連携による技術検証を進めるとともに、地域活性化起業人など外部人材を活用した技術の普及を図ります。あわせて、更新時期を迎えるドローン等の再取得支援など、実情に即した支援を展開し、本市が誇る農業基盤と先端技術を掛け合わせることで、将来にわたって強い農業経営基盤を持続させてまいります。

特に、エゾシカなどの野生鳥獣による農業被害に加え、昨今、社会問題にもなっているヒグマ対策については、北海道猟友会美唄支部などと連携して取り組むとともに、高齢化によるハンター不足の解消に向け、引き続きハンターの育成支援を行ってまいります。

次に移住・定住の促進についてであります。

移住・定住の促進を図るためには、単独の事業にとどまらず、まちづくり全体を見据えた幅広い施策展開が大変重要であると考えております。

そのため、子育て支援や教育環境の充実、

空き家対策等との連動を図るほか、住宅取得や若者への家賃助成等を継続するとともに、関係団体と連携した交流事業で地域と地域とのつながりを深めるなど、移住者と住民の双方が「美唄に住みたい、住み続けたい」と思える環境を整えてまいります。

3点目は、「地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり」です。

まず、子ども・子育て支援についてであります。

母子保健機能及び児童福祉機能を一体化した「こども家庭センター」を開設します。これにより、妊娠・出産・子育てに係るワンストップ相談窓口として、虐待への予防的対応から子育てに困難を抱える家庭まで、専門的な知識に基づき、切れ目のない包括的な支援を強化してまいります。

保育環境の充実については、保育所等に通っていない乳幼児を対象とした「乳児等通園支援事業」を新たに導入します。就労要件に関わらず、月一定の時間枠で柔軟に預けられる仕組みを整え、家庭での子育てを地域全体で支える環境を築いてまいります。

さらに、市内保育所等の3歳児未満、3歳未満児の保育料と市内に住所を有する保育所等に通園する園児及び市内の幼稚園に通園する園児の給食費を無償化するとともに、ひとり親世帯の資格取得を支える「高等職業訓練促進給付金等」を支給いたします。これらの経済的支援を通じて、将来への不安を解消し、誰もが安心して子育てできる社会を築いてまいります。

次に、平和施策についてであります。

「日本国憲法」及び「美唄市まちづくり基

本条例」の下、「核兵器廃絶平和都市宣言」に込めた人類共通の平和への願いが、子どもから高齢者まで広い世代に行き渡っていくよう、平和図書コーナーの開設、平和記録映画上映、被爆体験伝承講話など、平和祈念行事を展開するとともに、平和の尊さを広く伝えてまいります。

次に、学校教育についてであります。

学力の向上については、A Iドリルを活用した「個別最適な学び」を推進し、児童生徒一人ひとりの習熟度に応じた学習を授業や家庭学習に取り入れることで、基礎学力の向上と学習習慣の定着を図るとともに、学習者主体の授業や探究的な学習の充実を通して、新しい時代に対応できる確かな学力の育成に努めてまいります。

加えて、学習意欲のある中学生に対し、学習機会の確保に必要な支援を行うため、学校の長期休業中における講習受講費の助成制度を新設します。夏季及び冬季の学びを後押しすることで、教育格差の解消を図り、美唄の未来を担う子どもたちの無限の可能性を力強くサポートしてまいります。

特殊ある特色ある教育については、小学校の「農業科」における農業体験を通じて、生命の尊さを知る「豊かな心」、仲間と協力する「コミュニケーション能力」、正解のない問いに立ち向かう「自ら判断し考える力」を養い、子どもたちの非認知能力の育成を進めてまいります。

次に、生涯学習・スポーツについてであります。

包括連携協定を締結したプロスポーツチームとのパートナーシップを深化させ、地域活

性化を推進します。

また、次代を担う子どもたちの運動能力を育む、「コーディネーショントレーニング」の指導者派遣や養成を継続し、生涯にわたる心身の健康を支える地域社会の土台を築いてまいります。

スポーツ施設の充実については、新たに総合体育館に冷房設備を設置し、夏季の利用環境改善を図ります。

次に文化・芸術についてであります。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄のアートのスペースについては、市指定文化財としての価値を守りつつ、「未来へつなぐ、文化の拠点」として、市民が永く安心して集い、交流できるよう、安全性を確保するための耐震化や防火設備の整備を着実に進めてまいります。

郷土史料館については、学芸員の専門性を生かした多角的な事業展開により、新たな層の来館者確保に確かな成果を挙げております。

今後はこの流れを加速し、常設展示室等の計画的な更新に着手してまいります。

4点目は、人と自然が共生した安全・安心のまちづくりです。

まず、自然保護についてであります。

宮島沼水鳥・湿地センターを拠点として、貴重な自然環境が次世代に受け継がれるよう、自然観察会や体験型学習会を開催します。

また、貴重な野生植物が生育する美唄湿原についても、国や関係機関と連携し、ふさわしい「賢明な利用」について、賢明な利用に向け取り組んでまいります。

次に、循環型社会と地球温暖化対策についてであります。

資源循環の推進に向けては、生ごみ堆肥のペレット化の実証を進めるとともに、本年2月に提携した「ペットボトルの水平リサイクルの実施に関する協定」の実施により、ペットボトルからペットボトルへのリサイクルを推進し、環境負荷の低減を図ってまいります。

次に、都市基盤整備についてであります。

市道については、市立美唄病院及び旧美工跡地と隣接する「沼貝線」の整備を継続するとともに、凍上により傷んでいる「岩城東2号線」など6路線の再改修のほか、「西3号線」では、橋梁取付部における段差の解消、「元村西14線」などの舗装整備に取り組んでまいります。

橋梁については、「長門橋」や「美山橋」の補修工事を進めるとともに、安全で安心して橋梁を利用できるよう、法令に基づく点検を行ってまいります。

冬道の交通安全対策については、市民生活や経済活動の基盤となる道路・歩道の除排雪を国や北海道などの関係機関と連携しながら行い、安全・安心な道路交通網の確保に努めてまいります。

上水道については、アセットマネジメント計画に基づき改良工事を行うほか、将来にわたり持続的な経営が図れるよう、人口減少社会を見据えた分散型水道システムの可能性など、今後の水道事業の在り方について検討してまいります。

次に都市空間と住環境の形成についてであります。

公営住宅については、「美唄市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、「ゆたかニュータウン」の外部改修、「東雲団地」及び「峰延東陽光団

地」の照明設備改修を行うほか、旧美唄工業高校跡地への公営住宅の集約・建替えについては、令和9年度の着工に向け、実施計画や敷地調査を計画的に進めます。併せて、耐用年数が経過した団地からの住替えを促進することで、既存団地の入居率の向上を図り、適切な管理規模を目指し、持続可能な住宅管理の確立を図ってまいります。

空き家対策については、「美唄市空家等対策計画」に基づき、そのまま放置すれば倒壊等の恐れがある「特定空家等」の所有者に対し、適正な管理や除却を促す指導・助言を行うとともに、老朽化した住宅等の除却に対する支援を継続するなど、周辺環境の安全確保と良好な住環境の形成を促進してまいります。

次に、景観・緑づくりについてであります。

市街地の緑化については、市民や関係団体の皆様と協力し、花の植栽などの景観づくりの取組を進めるほか、公園については、東明公園の桜を後世に引き継いでいけるよう、市民との協働による持続可能な維持管理体制を構築し、地域資源の価値向上を図ってまいります。

次に、公衆衛生と生活環境についてであります。

火葬場火葬炉の計画的な修繕を確実に遂行し、人生の終えんを尊厳を持って見送ることのできる、安定した運営を確保します。

次に、防災についてであります。

災害に強いまちづくりには、自助・共助の連携が必要不可欠であります。

このため、災害に備えた個人の防災対策や自主防災組織の設立・コミュニティタイムライン作成等による地域の減災活動といった、

自助・共助の取組をさらに推進し、減災に向けた地域防災力の向上に努めてまいります。

加えて、防災行政無線、登録制メールやLINE等と合わせ、市民が必要な情報を様々な媒体で入手できる環境を構築し、常時、迅速・適切に配信ができるよう、災害情報伝達手段の多重化・多様化の推進を図ってまいります。

次に、公共交通についてであります。

AIデマンドバス「のるーと美唄」の実証運行を引き続き継続するほか、運行区域の検討を行ってまいります。また、市内循環路線である市民バス東線の見直しなど、市内の公共交通体系の検討を進め、持続可能な公共交通の実現を図ってまいります。

次に、防犯・交通安全・消費者保護についてであります。

防犯及び交通安全については、4月の美唄警察署と岩見沢警察署の統合後の体制の下、警察や関係団体と連携し、防犯意識の高揚に係る啓発活動を推進するとともに、交通安全意識の普及啓発に取り組んでまいります。

また、消費者保護については、相談体制の充実を図るとともに、悪質商法などの被害防止に向け、関係機関と連携しながら、注意喚起と未然防止に努めてまいります。

次に、消防・救急についてであります。

消防体制については、令和9年4月からの「南空知管内5消防本部消防通信指令事務」の共同運用開始に向け、消防指令システムの高機能化やデジタル無線の更新を計画的に推進するとともに、消防団の再編に伴う拠点施設の整備を行うなど、災害対応力の一層の充実強化に取り組んでまいります。

救急体制については、救急救命士の計画的な採用と、指導救命士による資質向上に加え、高度救命資機材の更新や、医療機関との緊密な連携を推進し、市民の生命を守る救急体制のさらなる充実・強化を図ってまいります。

最後に5点目は、「市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり」です。

まず、協働のまちづくりについてであります。

シティプロモーションについては、本市の新たなシンボル、「Be Beautiful 美しくあれ。」を合い言葉に、引き続き市民のまちづくり参画への機運を高めるとともに、市全体が統一した意識と方向性で進めていけるよう、新たに「美唄市シティプロモーション推進計画」を策定し、交流人口の拡大や、本市を支える関係人口の創出を強力に推進してまいります。

まちづくり担い手の育成については、「子どもとまちの未来会議」を通じて、令和7年度に採択された提案事業の着実な実施を支援するとともに、提案段階からの伴走型支援を一層強化します。

子どもたちが、自らのアイデアを形にする喜びや達成感を得ることで、美唄を「自分ごと」として捉える「シビックプライド」を育み、将来のまちづくりに向けて、自ら進んで考え周りの人と協力して取り組む姿勢を養ってまいります。

次に、共生社会についてであります。

性の多様性を尊重する共生社会の実現に向けて、お互いを人生のパートナーとして公的に認める「パートナーシップ宣誓制度」を新たに導入するとともに、当事者やそのご家族

が安心して相談できる環境を整え、誰もが自分らしく輝ける包摂的なまちづくりを推進します。

次に、地域ICT化についてであります。

「美唄市DX推進計画」に基づく行政DXの推進については、自治体フロントヤード改革や行政サービスの質の向上を図るため、来庁者の負担を軽減する「書かないワンストップ窓口」の対象業務を拡充するとともに、市公式ウェブサイトの情報整理やオンライン申請の普及を促進します。

さらに、庁内への生成AI導入により、職員の業務効率化や住民サービスの向上に取り組んでまいります。

デジタル基盤を活用した地域づくりについては、「美唄市公式LINE」や「美唄市公式スーパーアプリ」などによる地域情報や行政サービス、デジタルサービスの拡充による、さらなる利便性の向上を図り、本市にふさわしいデジタル基盤を活用した地域づくりを進めてまいります。

最後に、行財政運営についてであります。

効率的・効果的な行政運営の推進については、激動する社会情勢を的確に捉え、客観的な根拠に基づく政策立案や行政評価を徹底することで、施策の実効性を高める堅実な行政運営を推進してまいります。

健全な財政運営については、公共施設の再編検討による将来負担の低減を図るとともに、市税の収納対策や、ふるさと納税の戦略的な拡大により、自主財源の確保と強固な財政基盤の確立を推進してまいります。

広域行政の推進については、人口減少社会においても質の高い住民サービスを維持する

ため、「南空知定住自立圏」の枠組みを最大限に活用し、圏域市町との役割分担や経営資源の共有を図ることで、将来にわたって誰もが安心して暮らし続けられる圏域の形成を強力に推進してまいります。

むすびになりますが、世界情勢の不透明感や恒常的な物価高騰、自然災害の激甚化など、私たちを取り巻く環境は依然として厳しく、市民生活への影響は看過できない状況にあります。こうした激しい変化の状況に対し、私たち市民の注目は、今起きていること、短期的な問題に集まってしまいがちです。今日明日の生活を守ることは最優先事項ですが、それと同じぐらい、未来の美唄市民がこの地で暮らしていけるようなまちづくりも重要です。

大きな問題に直面したとき、私はよく市長会議室に飾られている、名誉市民の皆様の写真に語りかけます。「美唄市は、皆様が描いた30年後、40年後のイメージとして、比較してどうですか。あんな問題、こんな問題は想定内でしたか。」それと同時に、私は語りかけられています。30年後、40年後の美唄市民からです。全てを見通すことは到底困難ですが、少なくとも、そんな先のことは考えてもいなかったと済ませるのではなく、様々想定される問題に対し、柔軟に対応できる仕組みや、困難に抗うための武器としての知恵・アイデアを残し、子や孫の世代に誇れる良き祖先であることが私たちの責任であると思うのです。

私は、美唄市のミッションである「持続可能なまちづくり」、ビジョンである、「皆がときめく未来を語るまち」の実現に向けて、美唄市の豊かな資源と無限の可能性を信じ、良き祖先として、次世代に誇れる、「選ばれるま

ち」を創り上げるため、あらゆる困難に立ち向かう覚悟です。

まちづくりを志す同志として、市民の皆様、並びに議員の皆様の特段のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和8年度市政執行方針の説明とさせていただきます。

●教育長石塚信彦君(登壇) 令和8年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

私たちの社会は少子高齢化による人口減少が進むとともに、情報技術の発展やグローバル化などにより大きく変化し、人々の考え方や生き方も多様になり、これからの時代を見通すことは、これまで以上に難しく、このような時代だからこそ、教育の役割はますます重要になっています。変化の中でも自分らしく生き、他者と協力しながら未来を切り開いていく、そうした子どもたちの育成こそ、時代を超えて受け継がれるべき、本市の教育の真の使命と言えます。

また、人生100年時代を迎え、子どもから高齢者まで、誰もが学び続けることができる環境づくりが求められ、学びは、学校はもとより、暮らしの中や地域との関わりの中にも広がっています。

市民一人ひとりが年齢や立場に関わらず、自分の関心や目的に応じて学び、心豊かに暮らせるよう、多様な学習機会を提供することが大切であります。

教育委員会といたしましては、これまで大切にしてきた「地域に根差し、暮らしに学ぶ」という考え方を基に、美唄の豊かな自然、歴史、文化、そして地域の人々の知恵を生かした教育を進めるとともに、子どもたちがふる

さと美唄に誇りと愛着を持ち、人とのつながりを大切にしながら成長していける環境を学校・家庭・地域と力を合わせて作ってまいります。

令和8年度の教育行政の執行に当たりましては、以上の基本的な考え方にに基づき、学校教育と社会教育を一体的に進めながら、全ての世代が学び、活躍できるまちづくりを目指し、市民の皆様とともに支え合い、学び合いながら、美唄の未来を育ててまいります。

初めに、幼児教育について申し上げます。

幼児期は、友達との関わりの中で、協調性、忍耐力、自己肯定感など、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であります。この時期における教育の充実は、その後の学校教育を支える確かな土台となるものであり、本市における最重要課題の一つであると捉えております。

子どもたちの生涯にわたる学びと生活の基盤を確かなものとするため、幼児教育と学校教育の円滑な接続は不可欠です。このため、幼児教育施設と小学校との交流・連携を一層深めるとともに、切れ目のない支援体制を構築し、質の高い教育の提供に努めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

1点目は、「確かな学力の育成」についてであります。

社会の急速な変化や価値観の多様化、デジタル技術の進展などに対応し、子どもたちが主体的に学び、思考力、判断力、表現力を身に付けていくとともに、自立した学習者へ成長していくことが、学校教育に求められています。

このため、ICTを積極的・効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、教師主導から、学習者主導による授業への転換を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立って、身に付ける資質・能力を明確にした授業を推進し、新しい時代に対応できる確かな学力の育成を図ってまいります。

また、「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」等の分析結果のほか、学力向上プロジェクトチーム作成の「確かな学力育成プラン」を活用した、授業改善を進めるとともに、AIドリル等を活用した基礎学力の定着や家庭での望ましい生活習慣の醸成に向けた取組を、家庭と連携・協働し、推進してまいります。

さらに、幼児健診と3歳児健診で実施しているブックスタート事業での本の寄贈や読み聞かせを引き継ぐ読書活動の推進を通じて、子どもたちの言語能力や読解力の向上を図ってまいります。

外国語教育の充実に向けては、外国語指導助手による授業支援や、国際理解活動、放課後学習等を実施するとともに、新たにグローバル教育アドバイザーを委嘱し、コミュニケーション能力の向上や異文化を理解する力の育成に努めてまいります。

美唄らしい特色ある教育の推進については、本市の基幹産業である農業の教育的効果を生かすため、「地域に根ざし、暮らしに学ぶ」という理念の下、小学校の総合的な学習「農業科」を推進し、農業を通じた学びにより、自ら学ぶ意欲と自然との共生を目指す豊かな心を育む教育活動に、引き続き取り組んでまい

ります。

市内道立高等学校や養護学校との連携については、農業科をはじめとする授業を通じた交流活動や居住地交流を推進するとともに、市内中学生の高校訪問や、1日体験入学などのキャリア教育活動の充実を図り、子どもたちの相互理解の促進と学びの深化につなげてまいります。併せて、高校や養護学校が行う教育活動を引き続き支援してまいります。

また、地域学校協働本部では、学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちの学びを支援してまいります。

さらに、同じ校区の小中学校が共通の視点で取り組む「家庭学習強化週間」を引き続き実施するとともに、「家庭学習の手引き」の活用を図るなど、主体的な学習習慣の定着と望ましい生活習慣の形成を図るため、家庭と連携した取組を推進してまいります。

2点目は、「新たな義務教育制度」についてであります。

小中学校においては、急速な少子化に伴う児童生徒数の減少による学校の小規模化や、予測が困難な社会情勢の変化、子どもたちの抱える課題の多様化・複雑化が進行する中、地域社会とともに活力ある学校づくりの推進が求められています。

このため、小中一貫校や義務教育学校の導入を含めた、教育内容の方向性など、これからの学校づくりについて引き続き調査・研究を進めてまいります。

3点目は、「豊かな心の育成」についてであります。

子どもたちの豊かな人間性を育成するため、より良い仲間づくりにつながるピア・サポー

ト等の取組を推進し、自尊感情や自己有用感、思いやりの心を育むとともに、道德教育の充実を図り、命を大切にする心や規範意識の醸成を図ってまいります。

また、誰もが自己の成長を実感し、達成感を持てる授業づくりに取り組むなど、子どもの理解を深め、心に寄り添う指導に努めてまいります。

さらに、子どもたちがふるさとから学ぶことを通して、ふるさと美唄の良さを知り、心豊かでたくましく成長することで、ふるさとへの愛着と誇りを持てるよう、「ふるさと教育」を推進してまいります。

不登校児童生徒の対応については、教育支援センターや校内教育支援センターなど、希望に応じた多様な学びの場の活用を図ってまいります。

また、様々な要因による不安や困り感などを抱える子どもへの支援も含め、学校とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、関係機関が連携を密にし、子どもや保護者の気持ちに寄り添った、組織的な支援を進めてまいります。

いじめの対応については、「いじめは絶対に許されない」という確固たる決意と、「いつでも、どこでも、誰にでも起こり得る」という共通認識の下、いじめの発生を許さない質の高い教育活動を推進してまいります。

全ての教職員が、いじめの定義や組織的な対応について、より一層理解を深め、関係機関と連携し、未然防止と早期発見に努めるとともに、発生時においては、積極的な認知や組織的で厳格な対応に努めてまいります。

また、各校が実施するいじめの未然防止の

集会活動等を支援し、いじめ根絶に向けた取組の活性化を図ってまいります。

4点目は、「健やかな体の育成」についてであります。

子どもたちの健やかな成長には、運動を通じて体力を養うとともに、日頃から早寝早起きなどリズムある生活を送る、望ましい食習慣を身に付けるなどの生活習慣の確立が大切です。

そのため、栄養教諭の専門性を生かした食育を推進するとともに、学校と家庭が連携して、望ましい生活習慣の啓発と指導に努めてまいります。

学校給食については、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであるとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、望ましい食習慣を形成する「生きた教材」として、食育の推進において重要な役割を果たすものであります。

栄養教諭を中心に、学校教育を活用した食に関する指導を充実させ、命の尊さや地域の食文化、地場産業等への理解を深め、自然の恵みや生産者の努力に感謝する心を育みながら、「給食が楽しみ」、「おいしい」と実感できる安全で安心な質の高い給食の提供に努めてまいります。

また、学校給食費の無償化を継続するとともに、新たに私立幼稚園で提供される給食費無償化を行い、保護者の経済的な負担軽減を図ってまいります。

子どもたちの体力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や「新体力テスト」の結果を分析し、課題に応じた体育の授業改善を進めるほか、縄跳びなどの「一

校一実践」の取組を継続するとともに、専門的な知識や技能を有する外部指導者等を活用したコーディネーショントレーニングを推進してまいります。これらの取組を通じて、体力の向上や、全ての子どもが体を動かす楽しさを実感し、主体的に運動に取り組む意識を醸成することで、運動の習慣化を図ってまいります。

薬物乱用防止教育や喫煙防止教育については、警察署や美唄市医師会などの関係団体にご協力いただき、子どもたちが薬物や喫煙による心身に及ぼす影響について正しく認識し、適切に判断、行動できる力を育む、取組を進めてまいります。

5点目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

特別支援教育については、全ての子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、個別の支援計画や個別の指導計画を活用し、幼児期から中学を卒業するまでを見据えて、一貫した支援の充実を図ってまいります。

また、誰一人取り残さない教育の実現に向け、各校に特別支援教育支援員を配置して、校内支援体制の充実を図るとともに、美唄市特別支援教育連携協議会や関係機関、各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、教職員や支援員の資質向上を図る研修や教育相談の充実に努めてまいります。

6点目は、「信頼される学校づくり」についてであります。

地域に開かれ信頼される学校づくりを実現するためには、地域の願いや思いを的確に捉え、地域とともにある学校運営を行うことが

不可欠であります。

このため、「コミュニティ・スクール」の活動基盤として、学校・家庭・地域が密接に連携・協働し、社会全体で子どもたちを育む環境を整えるとともに、共通理解の下で、質の高い教育活動を推進してまいります。

また、美唄市「教育の日」推進協議会と連携し、「美唄市地域一斉参観日」の継続と地域の学校教育への理解を深めるとともに、学校と地域の連携をより一層強化することで、地域が一体となって育む「美唄っ子」の教育の具現化を図ってまいります。

就学援助制度については、市広報紙や市ホームページ等の多角的な媒体により広く制度の周知に努め、経済的理由により、学用品等の支払いが困難な世帯に対し、引き続き必要な支援を行ってまいります。

また、全ての子どもたちが安心して教育を受けられる環境を整えるため、経済的な理由により修学が困難な高校生に対して、返還不要の奨学金制度を継続し、教育機会の確保に努めるとともに、中学生の多様な学びの機会の確保に必要な支援をしてまいります。

教職員の不祥事根絶に向けては、校内研修や個人面談の一層の充実を図り、自らの行動が公務に対する信頼に大きな影響を与えることを常に自覚させ、法令や服務規律の遵守の徹底を図ってまいります。

特に、体罰は、子どもたちの人権を侵害する行為であり、いかなる理由があっても決して許されるものではないことから、研修等を通じた意識改革を進め、体罰や体罰と受け取られかねない不適切な指導の未然防止に、使命感と責任感をもって取り組むよう指導して

まいります。

学校における働き方改革については、各学校にスクール・サポート・スタッフを配置するとともに、校務支援システムの有効な活用により、校務の効率化と役割分担の推進を行いながら、教職員の業務負担軽減を図り、授業の準備や子どもたちと向き合う時間の充実に努めてまいります。

部活動の地域展開等については、子どもたちが将来にわたりスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保できるよう環境整備を行うとともに、教職員の働き方改革の推進を図るため、学校や関係団体等で構成する「美唄市部活動の地域移行検討協議会」での意見を踏まえ、地域展開の方向性を検討、決定してまいります。

教職員の健康管理については、教職員が充実した学校教育に取り組めるよう、定期的な健康診断やストレスチェックを実施し、疾病の予防処置や治療を指示するなど、健康の保持とメンタルケアの充実に努めてまいります。

児童生徒の安全確保については、災害や緊急事態から身を守るための安全教育を警察署や消防署などの関係機関と連携して取り組むとともに、市内の小中学生の自転車通学時における安全確保のため、自転車用ヘルメットの購入費用の一部助成を引き続き行ってまいります。

7点目は、「教職員研修の充実」についてであります。

教職員一人ひとりの資質・能力向上を図り、教育の質の一層の向上につなげるため、研究指定校事業を継続するとともに、外部講師を招へいした研修会を実施し、実践的な指導力

や専門性など、キャリアステージに応じた研修の充実を図ってまいります。

また、美唄の歴史や文化、産業などを学び、これらを授業等に生かすことができるよう、郷土史料館や日本遺産などの地域資源を活用した「ふるさと美唄研修」を引き続き実施してまいります。

8点目は、「学校施設の整備」についてであります。

学校施設については、計画的な改修を推進し、子どもたちが健康で安全・安心して学習できる環境の整備を図るため、美唄中学校における老朽化した給排水衛生設備の改修を実施してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

1点目は、「青少年の健全育成」についてであります。

急速に変化する社会において、青少年を取り巻く環境は多様化・複雑化しているとともに、SNS関連のトラブルや犯罪、ひきこもり、子どもの貧困問題など、生活環境が激変する中、地域との連携・協働を進めることが不可欠であります。

また、社会全体で青少年が豊かな人間性と健やかな体の育み、成長を積み重ねていくことができる「安全・安心な環境づくり」が重要であります。

このため、青少年の健やかな成長を支える取組として、新たに放課後を利用した学習や運動ができる「子どもの居場所づくり」の推進と各種体験教室を開催するとともに、野外教育活動に取り組む団体への事業補助を行うほか、子ども会育成連絡協議会等と連携し、健全育成に向けた指導と啓発を行ってまいります。

ます。

放課後児童施設については、中央小学校区施設のホールにエアコンを設置し、屋外で活動ができない日でも子どもたちが体を動かせるよう、環境の充実に努めてまいります。

2点目は、「生涯学習活動の充実」についてであります。

市民の誰もが、いつでも、どこでも自らの意思で学び、自己の充実を図ることは、豊かな人間性を育み、地域力を高める大きな原動力となります。

このため、本市の多様な地域資源や人材を活用し、市民の主体的な学びを支援するとともに、生涯にわたって学び続け、その成果をまちづくりに生かせるよう、多様な学習機会の提供と関連情報の発信に努めてまいります。また、第3次美唄市生涯学習推進計画後期基本計画が初年度を迎えることから、目指すべき姿の実現に向けて、生涯学習活動を進めてまいります。

郷土史料館については、地域資源や人材を活用した生涯学習の拠点として、歴史的資料の収集・保管、調査研究を進めるほか、地域の方々の記憶や貴重な経験を次世代へ継承する取組や、多様なニーズに応じた講座の開催により、文化資本の蓄積を目指してまいります。

また、常設展示室等の計画的な更新を行い、来場者に伝わりやすい施設づくりに取り組んでまいります。

図書館については、本市の全ての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう、環境整備に取り組むほか、指定管理者と連携し、蔵書や資料

の整備・充実を図るとともに、研究者など、利用者の求める情報を迅速・的確に提供するレファレンスサービスの充実に努めてまいります。また、エアコンを増設し、夏場でも快適に読書ができる環境を提供するとともに、企画展示や市内各地への移動図書館車の巡回など、読書に親しめる環境づくりに努めてまいります。

3点目は、「文化芸術の振興」についてであります。

文化芸術の振興については、文化団体等と連携し、市民文化祭をはじめとする発表の機会を提供してまいります。

また、鑑賞や体験できる事業を開催することで、創造性や感性を育み、心豊かな生活につながるよう、文化芸術に触れる機会の充実に努めてまいります。

公民館・市民会館については、利用者が安全で快適に施設を利用できるよう、エアコンの設置を進めるとともに、指定管理者と連携し、市民の皆様の相互交流や文化活動の充実につながるよう、利用促進に努めてまいります。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄については、アートの耐震化や防火設備などの改修を行い、より安心して利用していただけるよう整備を進めるとともに、文化芸術の交流などが促進されるよう、指定管理者と連携し、適切な管理運営に努め、美術館の魅力を市内外へ積極的に発信してまいります。

4点目は、「文化財等の保護」についてであります。

北海道及び市指定文化財については、本市

の歴史と文化を知る上で欠くことのできない有形文化財である旧桜井家住宅や、美唄屯田兵屋等の木造家屋について、経年劣化が進んでいる箇所は適宜補修を行うなど、適正な維持・保全に努めてまいります。

また、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りについては、保存会と連携し、次世代への継承に努めてまいります。

5点目は、「社会教育施設の充実」についてであります。

公民館・市民会館や南美唄コミュニティセンターなどの社会教育施設については、市民の皆様の生涯学習の自主的な活動の拠点として、安全で快適に利用できるよう、指定管理者と連携し、施設の適切な維持管理と良好な運営環境の確保に努めてまいります。

6点目は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興については、「スポーツ健康都市宣言」の趣旨に基づき、生涯にわたり誰もが体力や年齢、性別、障がいの有無、興味や目的に応じて、運動やスポーツに親しむほか、スポーツ大会の誘致や包括連携協定したプロスポーツチームなどによる「スポーツを通じた地域づくり」を推進してまいります。事業の推進に当たっては、美唄どんまいスポーツクラブやスポーツ推進委員、地域おこし協力隊などと連携し、基礎体力の向上を目的とした、「体力づくり教室」を開催するとともに、子どもたちの運動能力の向上を図るため、保育園や小中学校の体育授業のコーディネート・トレーニングへの指導者派遣とその指導者の育成に努めてまいります。

また、美唄市スポーツ協会や各スポーツ団

体などと連携・協働し、市民の皆様が楽しく運動できる機会の提供と環境づくりを推進してまいります。

さらに2028年ロサンゼルスオリンピックの出場を目指す、美唄市出身の永山竜樹選手を応援するため、永山竜樹選手美唄市後援会や美唄市スポーツ協会と連携し「永山竜樹杯」美唄市柔道選手権大会の開催など、様々な取組を進めてまいります。

道内最大規模である体育センターのクライミング・ウォールについては、指定管理者等と連携し、体験教室の開催や少年団組織の育成を通じて、活用を促進してまいります。

7点目は、「スポーツ大会の誘致」についてであります。

スポーツ大会の誘致については総合体育館や体育センターを中心に全道規模の大会を誘致するため、大会の開催に必要な競技用カウンターや支柱などの機器の更新を進めてまいります。

また、美唄市スポーツ協会や美唄どんまいスポーツクラブなどと連携・協働し、様々なスポーツ大会が開催されることで、市民の皆様の競技力向上につなげてまいります。

8点目は、「スポーツ施設の整備」についてであります。

スポーツ施設については、安心して子育てできる環境の充実や、市民の皆様のスポーツ活動の場として、安全で快適に利用していただけるよう、指定管理者等と連携し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

総合体育館については、冷暖房設備の整備を進めるとともに、トレーニング室のランニングマシンや健康器具の更新をしてまいります。

す。

温水プールについては、設備等の老朽化が著しいことから、大規模改修に向けた予備調査を実施してまいります。

また、各スポーツ施設については、将来にわたり、子どもたちがスポーツ活動に親しむ場の確保に向けて、今後の少年団活動や学校部活動の地域展開、地域クラブ活動等の動向を見据えながら、指定管理者等と連携し、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

以上、令和8年度の教育行政における主要な方針について、申し上げました。

教育委員会といたしましては、取り巻く課題に真摯に向き合い、その解決に向けて使命を果たすとともに、市民一人ひとりがいきいきと学び生活を豊かにできるよう、学校・家庭・地域等との連携・協働により、本市の教育の充実・発展・継承に全力で取り組んでまいります。

市民の皆様並びに市議会議員の皆様の一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げ、令和8年度の教育行政執行方針といたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第6、報告第1号、例月現金出納検査結果報告を議題といたします。

これより、本件について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、報告第1号を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第7、議案第23号美唄市職員倫理条例制定の件ないし日程の第16、議案第32号美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件の以上10件を一括議題といたし

ます。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第23号美唄市職員倫理条例制定の件であります。

本件は、元職員による収賄及び背任事件の発生を受け、職員の法令遵守、服務規律を再確認し、これを確実に保持するための指針として、美唄市職員倫理規程を改編し、美唄市職員倫理条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第24号美唄市基金条例の一部改正の件であります。

本件は、環境施策の推進及び環境関連施設の整備に要する費用の財源として、美唄市環境整備基金を設置するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第25号美唄市過疎地域持続的発展市町村計画策定の件であります。

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする美唄市過疎地域持続的発展市町村計画を策定するものであります。

次に、議案第26号美唄市男女共同参画条例の全部改正の件であります。

本件は本市のパートナーシップ制度の導入により、誰もが活躍できる社会、孤立しない社会、性別等による偏見のない社会の実現を目指すため、必要な改正を行うものであります。また、公営住宅等の入居等において、パートナーシップ関係を婚姻関係に準ずる者と

して取り扱うため、附則において、関係条例の必要な改正を行うものであります。

次に、議案第27号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件であります。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、非常勤消防団員等に対する損害補償及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改正されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第28号美唄市火災予防条例の一部改正の件であります。

本件は、屋外のテント等のサウナ室に設置される設備に適用される基準が新たに定められたこと及び住宅における火災予防を推進するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第29号南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会の設置に関する協議の件であります。

本件は、地方自治法の規定により、南空知管内5消防本部消防通信指令事務協議会を設置するに当たり、その規約を定めることについて協議するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第30号美唄市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件であります。

本件は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による改正後の子ども・子育て支援法の規定に基づき、乳児等のための支援給付の創設に向けて、必要な体制等を整備するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第31号美唄市保育所条例等の一部改正の件であります。

本件は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、市独自の子育て支援施策として、3歳未満児に係る保育料の無償化を実施するため、必要な改正を行うものがあります。

次に、議案第32号美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件であります。

本件は、間口除雪事業における歩道除雪路線の対象世帯について、要支援及び要介護の認定を受けている者のみで構成されている世帯としていた要件を緩和し、当該事業の拡充を図るため、必要な改正を行うものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君　ただいま提案理由の説明がありました、議案第23号ないし議案第32号の以上10件については、大綱質疑にとどめ、所管の委員会に付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これより、議案第23号ないし議案第32号の以上10件について、一括大綱質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第23号ないし議案第29号の以上7件は総務・文教委員会に、議案第30号ないし議案第32号の以上3件は産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することいたします。

●議長谷村知重君　次に日程の第17、議案第9号令和7年度美唄市一般会計補正予算（第11

号）ないし日程の第30、議案第22号令和8年度美唄市下水道事業会計予算の以上14件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長桜井恒君（登壇）　ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第9号令和7年度美唄市一般会計補正予算（第11号）であります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為、第4条地方債について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ1億8,867万円を追加し、補正後の予算総額を211億8,255万円にしようとするものであります。

補正内容につきまして歳出から申し上げますと、総務費には、戸籍に職権記載された氏名の振り仮名を住民記録システムに取り込み、国外転出者のマイナンバーカードへの旧氏及び旧氏の振り仮名表記ができるよう、住民記録システムの必要な改修を行う「行政情報化運用事業」を、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載し、国外転出者のマイナンバーカードへの旧氏、及び旧氏の振り仮名表記ができるよう、戸籍附票システムの必要な改修を行う「戸籍住民登録等事務」を、ふるさと納税やその他の寄附金を各特定目的基金に積み立てる「基金積立金」をそれぞれ計上いたしました。

農林費には、北海土地改良区が所有する揚水機場17施設のエネルギー料金の高騰分の7割に対し、農業者等の負担を軽減するため、国の補助金を活用し支援を行う「水利施設管

理強化事業」を、国の補正に伴う事業として、水利施設等保全高度化事業及び、防災重点農業用ため池緊急整備事業について、地元負担額の一部を負担する「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」を、国の補正に伴う事業として、農地や農作物、農業施設の内水氾濫での被害を防止するため、沼の内排水機場の附帯施設修繕を行う「排水機場整備事業」をそれぞれ計上いたしました。

教育費には、令和6年度子どものための教育・保育給付費道費負担金の精算に伴う超過交付分を返還する「私立幼稚園施設型給付費負担金給付事業」を計上いたしました。

諸支出金には、介護保険会計において、介護保険システム改修の費用を補正することから、追加繰出を行うため「介護保険会計支出金」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、道支出金、寄附金、繰越金、市債をそれぞれ計上し財源対応をいたしました。

第2条繰越明許費の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「行政情報化運用事業」、「戸籍住民登録等事務」、「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」、「排水機場整備事業」及び、当初予算に計上している「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」、「中心市街地元気創出事業」について、令和7年度中に事業が完了できないため、繰越明許費を追加するものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、国営北海土地改良事業の事業工期延伸に伴い、新たに債務負担行為を追加するものであります。

第4条地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業」の実施に伴う財源として、「農業基盤整備債」1,040万円を増額発行するため、地方債の限度額を変更するものであります。

次に議案第10号、令和7年度美唄市介護保険会計補正予算(第2号)であります。

本件は第1条歳入歳出予算について補正しようとするものです。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ244万8,000円を追加し、補正後の予算総額を31億7,985万2,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして歳出から申し上げますと、国の令和7年度税制改正に対応するためシステム改修を行う「一般管理事務」を計上いたしました。一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、繰入金をそれぞれ計上し、財源対応をいたしました。

次に議案第11号、令和7年度美唄市水道事業会計補正予算(第1号)であります。

本件は消費税及び地方消費税について、当初還付を見込んでいましたが、支出の決算見込額が、当初予算より減少することから、消費税還付金並びに消費税を補正するものであります。

補正内容につきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額のうち、営業外費用を723万8,000円増額し、収益的支出合計を6億5,615万6,000円に、収益的収入の予定額のうち、営業外収益を576万4,000円減額し、収益的収入合計を6億3,820万9,000円にするものでございます。

次に議案第12号、令和7年度美唄市下水道事業会計補正予算(第3号)であります。

本件は消費税及び地方消費税について、支出の決算見込額が当初予算より減少することから、消費税を増額補正するものであります。

補正内容につきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額のうち、営業外費用964万5,000円を増額し、収益的支出合計を11億9,789万7,000円にするものであります。

次に、令和8年度各会計予算について申し上げます。

令和8年度予算につきましては、都市像「ともに支え合い 分かち合う 田園文化創造都市 びばい」の実現に向け、少子高齢化や物価高騰などの社会経済情勢に対応するとともに、子育て支援の充実やDXを核とした行財政改革、官民連携による施策展開を図り、各施策を着実に推進するために必要な予算を計上したところであります。

この結果、全会計の予算の総額は、346億9,840万円となりました。

以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第13号令和8年度美唄市一般会計予算であります。第1条は、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ212億7,474万8,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第1表のとおりであります。以下歳出の主なものについて申し上げますと、議会費には、議会の運営に要する議会一般管理事務などを、総務費には、ふるさと応援寄附金事業、行政DX推進事業などを、民生費には、こども家庭センター運営事業、こども家庭センター開設整備事業な

どを、衛生費には、乳幼児健康増進事業、宮島沼自然環境保全事業などを、労働費には、地域人材開発センター運営事業などを、農林費には、鳥獣捕獲等事業、排水機場整備事業などを、商工費には、中心市街地元気創出事業、美唄国設スキー場整備事業などを、土木費には、都市計画街路整備事業、公営住宅建替事業などを、消防費には、消防通信指令施設整備事業などを、教育費には、学校外活動費助成事業、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄整備事業などを、公債費には、市債の元利償還金などを、職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、諸支出金には、特別会計に対する繰出金などをそれぞれ計上いたしました。一方、歳入の主なものとしましては、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などを計上しました。第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金についてそれぞれ定めようとするものであります。

次に議案第14号、令和8年度美唄市民バス会計予算であります。第1条は歳入歳出予算の総額を5,653万1,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第1表のとおりであります。歳出の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に5,252万9,000円を計上しました。一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に994万1,000円を計上しました。

第2条は一時借入金について定めようとするものであります。

次に議案第15号、令和8年度美唄市国民健康保険会計予算であります。第1条は、歳入歳出予算の総額を26億8,286万6,000円と定めよう

とするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第1表のとおりであります。歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に19億3,481万8,000円を計上しました。一方、歳入の主なものとしましては、道支出金に20億90万円を計上しました。第2条は一時借入金について定めようとするものであります。

次に議案第16号、令和8年度美唄市介護保険会計予算であります。第1条は歳入歳出予算の総額を31億915万9,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第1表のとおりであります。歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に28億2,625万6,000円を計上いたしました。一方、歳入の主なものにつきましては、国庫支出金に8億1,159万2,000円を計上しました。第2条は一時借入金について定めようとするものであります。

次に議案第17号、令和8年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。第1条は歳入歳出予算の総額を2億9,294万9,000円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第1表のとおりであります。歳出の主なものについて申し上げますと、総務費に2億5,864万円を計上しました。一方、歳入の主なものとしましては、サービス収入に2億54万6,000円を計上しました。第2条は一時借入金について定めようとするものであります。

次に議案第18号、令和8年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。第1条は歳入歳出予算の総額を9億4,109万円と定めようとするものであります。歳入歳出予算の款項の区分及

びその金額は第1表のとおりであります。歳出の主なものについて申し上げますと、北海道後期高齢者医療広域連合納付金に9億680万5,000円を計上しました。一方、歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料、3億4,562万6,000円を計上しました。

次に議案第19号、令和8年度美唄市病院事業会計予算であります。第2条は、病床数、年間患者数、1日平均患者数及び、主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。第3条から第11条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、予定支出の各項の経費の金額の流用、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額、重要な資産の取得及び処分について、それぞれ定めようとするものであります。

次に議案第20号、令和8年度美唄市水道事業会計予算であります。第2条は給水戸数、年間総配水量、一日平均配水量及び、主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次に議案第21号、令和8年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。第2条は給水事業所数、年間総配水量、一日平均配水量及び、主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ

定めようとするものであります。

次に議案第22号、令和8年度美唄市下水道事業会計予算であります。第2条は、年間総処理水量、一日平均処理水量及び、主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、債務負担行為、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました議案第9号ないし議案第22号の以上14件については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第9号ないし議案第22号の以上14件について、一括大綱質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第9号ないし議案第22号の以上14件については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんのでそのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

永森峰生議員、伊原潤司議員、
江川いつみ議員、海鉾則秀議員、
古賀崇之議員、吉岡建二郎議員、
本郷幸治議員、齋藤久美夫議員、
山上他美夫議員、森明人議員、
川上美樹議員、楠徹也議員、
松山教宗議員

の以上13人の議員を指名いたします。

●議長谷村知重君 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって、散会いたします。

大変ご苦勞様でした。

午前 11 時 59 分 散会

